

# 全国青税連

## 全国青年税理士連盟

### 連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

電話 03(354)4162

発行人 会長 西川 進

編集人 広報部長 渡辺 雅人

## 千葉大会成功裡に終わる

――会長に西川 進会員を再選――

### 特 総 集 号 会



(総会会場)



(懇親会会場)

### 主 な 目 次

○第17回定期交代議員総会報告	2 ~ 3	○単位会だより	16 ~ 17
○大会宣言	3	○会員のひろば	18 ~ 24
○会長あいさつ	4	▷大阪青税～山本 均	18 ~ 19
○新部長あいさつ	5 ~ 7	▷東京青税～植木寿壹	19 ~ 20
○青税に期待する・帝京大講師石村耕治	8	▷個人会員～秋元照夫	20
○分科会報告	9 ~ 14	▷埼玉青税～玉木秀明	20 ~ 23
○本の紹介・待望の、北野税法学・概説書		▷個人会員～与田光男	23 ~ 24
「税法学原論」および「欧米の国際企業課税」	… 15	○編集後記	24

# 第17回定期議員総会報告

### 会長に再度西川 進君

全国青年税理士連盟第17回定時議員総会は、昭和59年7月22日千葉県成田市の成田ビューホテルにおいて、代議員157名出席する中、定刻3時30分千葉青税石井幸夫君の司会のもとに開会された。まず横田文夫副会長より開会のことばが述べられ、続いて西川進会長よりこの一年間組織の拡大、申告納税制度の問題、第三次商法改正問題を中心に活動を積み重ねてきたとの活動報告をかねた会長あいさつがあった。

ここでいってん来賓の紹介があり、参議院議員大蔵政務次官井上裕氏、参議院議員建設大臣水野清氏（代理）、各先生よりご祝辞をいただいた。

続いて議長団の選出に入り、議長団には大阪青税の鴨井雅大君、名古屋青税の橋本博孔君、刈谷西尾青税の奥谷広和君が選出された。議長団の自己紹介とあいさつがあり、議長団より活発な意見と同時にスムーズな進行をお願いしたいとの発言があり、又この総会の議決が規約第12条により出席代議員の過半数をもって議決される旨の説明があわせてあった。

議事録署名には、議長団より奥谷広和君と東京青税の中森孝君が指名され議事に入った。

議長より議案中第一号議案、第二号議案を一括



審議したい旨の提案がなされ議場に譲ったところ、異議なく承認され、第一号議案（事業報告）を小池幸造総務部長、第二号議案（決算報告）を益子良一経理部長、監査報告を小黒正一君がそれぞれ報告した。

続いて質疑に入り、大阪青税の川口会員より「納税環境の整備」に関する税制改正について、国会通過は予測されたことであり、もっと反対の為活動できたのではないか。大阪青税の関沢会員より

剰余金処分の次期継続は総会の決議で決定すべきものではないか。又、大阪青税の菅原会員より商法問題における他団体との意見交換について更に具体的な答弁を。との質疑があり、それぞれ執行部より詳細な答弁がなされた。

議長は、第一号議案、第二号議案の可否を議場



西川会長挨拶

に諮ったところ満場一致でもって可決承認された。統いて議長は、第三号議案、第四号議案を一括審議したい旨の提案がなされ議場に諮ったところ異議なく承認され、第三号議案（事業計画案）を小池総務部長、第四号議案（予算案）を益子經理部長がそれぞれ提案説明を行なった。

続いて質疑に入り、大阪青税の大谷会員、東京青税の吉田会員より第三次商法改正問題に対する取組み方・要望等の意見があり、東京青税の中森会員よりサラリーマンの自主申告権の運動の展開について、勤務税理士問題について質問がなされた。又、中森会員、大阪青税の川口会員より事業計画案中第2番目国民のための税理士制度……の中で「税理士法改正に関する基本要綱の理念にそって」の文言が昨年までに比し削除されている、必ず入れてほしいとの動議があり執行部検討の結果、この文言を入れることに決定した。

以上の質疑応答の後議長は、第三号議案、第四号議案の可否を議場に諮ったところ満場一致でもって可決承認された。

第五号議案規約一部改正承認の件は小池総務部長の提案説明の後、可決承認された。

統いて第六号議案（役員改選）について、辻健会長等推薦審議委員会委員長より審議の経過の詳細なる説明がなされ、次期会長に内度東京青税の西川進君を推薦したい旨の報告とともに推薦した

い新執行部役員の名をあげ議場に諮った。

代議員より異議なしの発言があり、なお議長はその可否を議場に諮ったところ、満場一致の賛成により新執行部が誕生した。

ここで議事を中断し、ご来賓の入場と紹介が司会より行なわれた。

第七号議案（大会宣言）は個人会員の秋元照夫君によって朗読提案され、満場一致をもって大会宣言を全国青年税理士連盟第17回定時代議員総会の名において可決した。

これにより全議案が終了し、議長団より協力お礼のあいさつがあり降壇した。

続いて新会長の西川進君より「21世紀の新しい青税」を生み出すべく仲間のコミュニティーを大

切にし活動を行なっていきたいとの決意表明があり、新副会長、部長の紹介がされた。

ご来賓のあいさつでは、参議院議員自由民主党倉田寛之氏、衆議院議員日本社会党小川国彦氏、参議院議員日本社会党穂山篤氏、千葉県知事沼田武氏（中野副知事代理）、成田市長長谷川録太郎氏（加藤助役代理）、東京地方税理士会千葉県会長佐藤義満氏、又パーティ会場にて、東京税理士会会长服部徹義氏、東京税理士協同組合理事長桑原裕氏、東京地方税理士協同組合副理事長金坂昇氏、東京地方税理士会成田支部長吉田幸三郎氏、の各先生よりご祝辞をいただいた。

最後に佐藤副会長より、来年の盛岡での再会を約し閉会となった。

## 大 会 宣 言

一国の税制・税務行政のありかたは、その国の人々の暮らしに重大な影響をもつとともに、その国の政治・経済・社会のありかたに依存している。それゆえに税理士という職業を選択したわれわれは、税制・税務行政はもとより国民生活や中小企業そして税理士制度に影響のある事柄に大きな関心を抱かざるをえない。

全国の青年税理士の組織であるわれわれは、税理士界の本流であり、良心であるという自負のもとに、税制・税務行政のありかたを、平和の希求・基本的人権の尊重・主権在民を謳うわが国憲法に照らして不斷に追求していく。

本日、全国から国際都市成田に結集した全国青年税理士連盟は、第17回定時代議員総会（千葉大会）の名において、次のとおり宣言する。

1. 憲法及び基本要綱の理念にそった国民のための税理士制度の確立をめざし、新たな税理士法改正運動を展開しよう。
  1. 国民主権のあらわれである申告納税制度を維持発展させるとともに、サラリーマンが自主申告権を獲得できるよう運動を進めよう。
  1. 小会社区分・最低資本金制度導入など中小企業の切り捨てとなる第三次商法「改正」に断固反対しよう。
  1. 憲法の理念にそった税務行政上の適正手続を確立させるとともに、税務行政の下請けとなる添付書面制度の活用化、各種の「おたずね文書」の勧しように反対しよう。
  1. 国民生活および中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす大型間接税の創設を阻止しよう。
  1. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
  1. 日税連の会務運営を民主化させるため会則ならびに機構を改革させよう。
- 以上の目的を達成するため、われわれ全国青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い組織を拡大・強化しよう。

1984年7月22日

全国青年税理士連盟 千葉大会



## 制度問題に 汗と、知恵と、声を出そう！

— 楽しくなくちゃ青税じゃない —

全国青年税理士連盟会長 西川 進

継続して会長をやります西川進です。所属は東京青年税理士連盟の板橋部会です。

今年も猛暑厳しい8月1日から34回目の正規の税理士試験が行なわれ、12月末には多くの希望豊かな青年税理士が誕生します。私も第23回の試験合格者ですから試験の辛さ、合格の感激を知っています。私たちは先に試験に受かった者として後から税理士業界に入ってくる若い税理士に良い環境を作つておく責務があろうと思ひます。

翻つてわが税理士業界をみた時、代理人として発展してきた税理士制度を根底から変質させてしまう商法第三次改正、小規模納税者援助という形の確定申告期における税務署の下請的手伝い、財源不足から予想される新税創設に伴う税理士制度の影響、跡を断たない天下り税理士問題、税務行政上の適正手続を欠く税務調査、国税通則法116条改正による税務争訟の不利益性など、正に、難問山積であります。

これら制度問題解決にあたっては、会員それぞれが持ち場を持ち場で、汗と知恵と声を出そうではありませんか。

今年の全青の総会では「税理士法に関する基本要綱」が議論になりました。改めて「基本要綱」の四大理念を確認しておきます。一つは使命の明確化であります。中立だ独立だのという曖昧な表現でなく、納税者の権利擁護を使命とすべきなのです。二つ目は自主権の確立です。税理士に対する懲戒権や税理士会の総会決議取消権や役員解任権は削除すべきなのです。三つ目は代理権の確立です。代理人としての権限がキチンと確立されていないから商法監査で議論が混乱するのです。四つ目は、資格取得制度の不公平の是正です。これは説明するまでもありませんが、典型的な官尊民卑規定で即座に廃止されるべきものです。さらに「基本要綱」の根底に流れるわが国憲法の理念を確認しておく必要があります。「平和主義」「基本的人権の尊重」「主権在民」がそれです。

それから、新しい提案として21世紀の青税作りを始めようではないですか。あと16年で21世紀になります。21世紀の税理士像、21世紀の中小企業像を描きながら21世紀の青税はいかにあるべきかを考えようではありませんか。私が膽気に描く21世紀の青税のイメージは、自分たちの権利要求というか制度の正しさを主張し勝ち取るという形ではなく、仲間のコミュニティを大切にし、その中で青年らしい若者らしい知識人らしい意見を、暗く狭い税理士界だけでなく、広く明るくオーバーに言えば世界に向って発言していくというスタイルです。私自身、こ難しい会計理論を学習し、古臭い官僚税法で税理士試験を受け、かつ、旧型の青税の活動家ですから文節を区切った観念的な専門用語が好きですが、新しい魅力ある青税にするには執行部だけが好むような闘争用語の羅列から、フィーリング溢れる、それこそナウイ今風の言葉で語りかけていくことが大事だと思います。青税の活動も悲壮感や追い詰められた使命感からやるのではなく、楽しみながらネアカにやるものですね。コピーライター風に言えば「楽しくなくちゃ青税じゃない」となるでしょう。

各地で青税が誕生し、全国青税に組織化され、「基本要綱」作りに参画し、その時々の運動を経験してきた歴史の正しさと、新しく税理士になってきた層が期待する青税、或いは、他の専門家団体が、中小企業団体が、社会が期待する青税との調和をとる時代に入つきました。

いずれにしましても、難しい時に会長に再任されました。幸い、各単位青税より副会長を選んでいただき、部長陣にも実力者を配していただきました。一年間の経験を踏え、一生懸命会務運営に励む所存であります。

全国の会員の皆様とこれから青税の会員になつていただく青年税理士の皆様、さらに色々な場面で青税と接触をしていただけ皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

## 新 部 長 あ い さ つ



### 総務部長就任 にあたって

総務部長 粕谷 幸男

このたび、全国青税の総務部長に就任することになりました東京会出身の粕谷であります。

今後、会員の先生がたには、なにかと、迷惑をかえりみずご協力をいただくなること多くなるかと思いますが、よろしくお願ひ致します。

総務部は、各単位青税との連絡係であり、その守備範囲は、雑用まで、含まれます。この総務の仕事は、うまく行って当たり前で、私の無精癖を克服しなければ、無事職務をまっとうすることが出来ませんので、今から、心配をしております。

幸い、現執行部には、前任者の名総務部長でありました小池法対部長や経験豊かな会長もおりますので、何かと、心強く思っております。

今年の全青税の活動の重点目標が、第三次商法「改正」、「納税者の権利の擁護」などの活動を税理士サイドだけでなく、国民サイドまで拡げて行くことあります。各地域単位青税のこの活動の経験を全国の活動に反映させることが、是が否でも必要であります。そのパイプ役として任に当たりたいと思います。

また、各地域単位青税で、会員の「業務改善」要求に応える活動をしておりますが、その成功した事例を全国に拡めることも全国青税の大重要な仕事であります。そのことを意識しながら、「制度問題」の運動面を進めるとともに、「業務改善」が系統的、組織的に追究されなければなりません。

これらの活動を成功させるために、総務部は、世話をとして頑張らなければと思っております。

### 財政面からも 商法問題に全力投球を

経理部長 高橋 正美

先の第17回代議員総会で経理部長に選任されま

した。全青税で部長となるのは初めてであり、経理部長も初めての経験であり、これからどうしようと、頭を痛めております。幸い前任者は同じ神奈川（事務所も同じ…）の者故、引き継ぎはスムーズでしたか……。

さて、今年・来年と、何といつても全青税の活動の重点は商法改正問題であろうと思います。

幸いにして、この数年間で整備された財政基盤を引き継ぎ、充分な活動を展開できる経済的裏付けがあるので私は思いますが、今後の推移で、どれだけ予算が必要となるか予断を許しません。

しかし、「金が無いので、商法は不充分な闇にしかできなかった」との非難を受けることのないよう、積極的な財政運営をすすめていきたいと思っております。

全国の青年税理士の先頭に立って全青税が活動すればする程、人も物も動かざるを得ません。逆に、積極的に動く程、物も集め易いと思います。

局面によっては、全国の皆様から、特別に財政上の支援・ご協力を願う事態もあるかと思います。一方では、不要・不急の支出を抑制し、健全財政を維持すると同時に、突発的な支出にも耐え得るよう努力してまいります。

会長から、「経理部長、カネは何とかする。予算超過でも構わないので、活動を優先しよう」との要請が、経理部長に出されるくらいに、全青税はこの一年、商法改正問題の対応の第一段階で、奮闘する必要があると思います。

全国の会員の皆様には、これまで以上の、財政的支援をお願いいたします。



### 「支流」を結集して 「大河の本流」へ発展

研究部長 松村 正

全青税千葉大会も目前に迫った7月のある日、私の悪友である橋本博孔名青税副会長が来所されました。

平素の図々しい態度と異なり、私の顔も正視できない程のよそよそしい態度に私は極めていやな

予感を抱いた。案の定、全青税の理事経験もなく他の単位会の会員方とも全く交流のない私に、あろうことか全青税の研究部長をやれという命令であった。彼の全身から漂う異様なまでの悲壮感に圧倒された私は、一言の反論もなく彼の車門に下った次第であります。

いきさつはともかく、第17回定期時代議員総会において研究部長に選任されました。これから1年間の研究部活動をいかに推進していくべきか、現在我々税理士業界をとりまく諸問題が多すぎるので悩むと同時に、新たなる決意と覚悟が必要であると痛感する次第であります。

全国各単位会により構成される全青税が、より一層組織的に強化され、外に向けての発言力、影響力を強大なものにするには、全国の会員が接する機会を多くもつことが、最も肝要であろうと考えます。

その点において、全青税秋期シンポジウムと全国大会のシンポジウムを担当する研究部の役割は重大であると考えます。

選任されましてからあまり時間も経過していませんので、具体的な活動計画の披露ができず申し訳ありませんが、研究部長としての基本方針だけを述べさせてもらいます。

1. 各シンポジウムの発表者は極力新入会員にお願いすること。

2. 人員的に小さな単位会優先で分科会を担当していただくこと。

これによって全青税活動への参加意識と認識の向上をはかり、これら支流を全国より結集し「税理士会の本流……青税」の「本流」を「大河の本流」へと発展させようではありませんか。

最後になりましたが、各単位会および会員の皆様方の積極的な御協力を心よりお願い申し上げます。



## 東北を満喫して いたたく準備を

厚生部長 松坂 敏夫

この度全青税の厚生部長を仰せつかりました。税理士登録してから日も浅く、まさかの大役で面喰っておりますが、諸先輩のアドバイスをいただき

き、これから一年頑張ってゆきたいと思っております。

第17回定期大会は、成田において盛況に終わり御家族連れの会員の方々に大変人気の東京デズニーランドにて、楽しい時間を過ごされたかと思います。

さて次の18回定期大会は、岩手県花巻温泉にて開催されることとなっております。

東北新幹線の開業により、東京まで約4時間、飛行機を利用しますと、花巻空港より大阪まで1時間余と、交通の便は中々のものと思われます。

開催時期が8月初めで、丁度東北三大祭（青森ねぶた・秋田竿灯・仙台七夕）の真最中に当り、時間的に余裕のある会員の方は、うまく行程を立てますと、みちのくの夏祭を全部回れるのではないかと思われます。特に青森ねぶたは、日本の代表的な夏祭であり、迫力ある大型ねぶた、そして躍動的なハネ人と、見答え充分です。

そして岩手は、海岸線がアス式海岸で、島ノ越・北山崎等、絶景が多数あります。

一方内陸部には、十和田八幡平国立公園があり、山の澄んだ空気や高山植物を楽しんでもらえるかと思います。又、歴史的な探索を求める方々には藤原文化栄華の跡、平泉金色堂や、「雨ニモマケズ風ニモマケズ」で知られる宮沢賢治記念館等があります。

そして皆さまに味わっていただきたいのが、三陸の新鮮な料理と名物のワンコソバです。テレビ等で御存知かも知れませんが、オワンに入った一口のソバを、何杯食べるかを競いあうのですが、添え物の具（マグロ・キノコ・ノリ等）をうまく混ぜて100杯に挑戦していただきたいと思ってます。

という訳で、もり沢山のプランが考えられます。岩手県だけで四国全県に匹敵する広さの為、日程には苦労しそうですが、御期待に答えるべきプランを用意したいと思っています。

## 組織部の課題

組織部長 清家俊一郎

全青税は今更いうまでもなく全国組織であり、

その加入方法は団体加入と個人加入とがある。

全青組織部の活動の特色は、各単位会での組織活動が戸別訪問等により会員増強に励んでいるのに対し、既に各地域にある未加入の青税組織を全青税に加入させることと、青税組織すらない地域には、その核を作ることの二つがある。

月の急務は広島青税と沖縄青税の勧誘である。数年来、全青組織部を中心に岡山青税及び鹿児島青税の協力を得て鋭意その加入に向けて努力を重ねてきたが、まだ実を結んでいない。

本年度の組織部も、広島及び沖縄の両青税の勧誘に全力を注ぐことになるが、その方法は、過去の活動内容を再度検討し、両青税が全青加入をためらっている原因を分析することから始め、新たな戦術を考え今までとは別のアプローチを行う必要がある。特に広島青税クラブはその広報誌で、今回の第三次商法改正問題に対して賛成の方向を表わしており、全青税の方針とは対立するなかで、加入を要請していく困難さが付きまとっているのである。しかし全青税会員諸兄の中にも商法改正に賛成している会員が存在していることを考えると、決して打破できない問題とは思われない。我々は若干の相違点はそれを乗り越えて手を結ぶ度量を持つ時期にきているのではないか。全青税の理論のみを押しつけて加入を要請するのではなく、全国組織に加入することの意義をねばり強く説得していきたい。

さらに、両青税以外の未加入組織についても積極的に加入を要請していくとともに、青税組織すらない地域についてはまずその核作りの手助けをして、全国に全青の賛同者を多く作ることも我々の課題である。

## 法=権利であることを常に念頭において。

法対策部長 小池 幸造

全青税の法対策部長に選任されました小池でございます。

現在、我々業界の最大関心事はいうまでもなく「会計専門家による外部監査」問題です。この「外部監査」は税理上制度の変質につながるものであり、ひいては我々の目指す国民のための税理上制

度を否定するものもあります。

しかし、この「外部監査」構想はあくまでも第三次商法「改正」問題の一部分にすぎません。今回の商法「改正」全体のねらいはいったいどこにあるのかを理解し、その一部分として「外部監査」を考える必要があります。

政府当局は、基本的には彼らの論理を貫徹させるために「法」を利用します。つまり、「法」を国家の統治道具として考えているのです。

市民革命を経ていないわが国においては、法=権利という認識がどうしても薄くなりがちです。

我々は税理士という実務家ですが、税法という法をとおして国民の権利問題に直面する職業です。また商法をとおして中小企業の人権を擁護しなければならない職業もあります(憲法上、大企業には人権を認める理由はありません)。中小企業の実態を一番良く知りうる専門家は、税理士なのです。この税理士が中小企業の人権を擁護しないで、いったい誰が擁護しましょうか。

我々は、税法と同じく商法を考えるうえでも中小会社の立場に立たなければなりません。

「自由のないところに責任なし」と昨年度の総務部長就任あいさつで述べましたが、これも法=権利のと同じ土俵のものです。

法=権利という認識を常に念頭におきながら、これから一年、西川会長のもとで活動していく所存でございます。よろしく御協力をお願い申し上げます。

**一年間、皆さんの  
ご協力をお願いします**

広報部長 渡辺 雅人

この一年広報部長を努めることになりました東京青税の渡辺です。

私が青税の会員となってから早くも5年が経過しました。私にとってこの5年という年月は長いようでもまた大変短かくも感じる年月でした。東京青税ではこの間総務畠一筋に諸先輩方によって色々な方面について勉強させられ人間にまた精神的に強くそだてて頂き、今感謝の気持でいっぱいです。そしてこの度西川会長より広報をやってみ

(8めん下へづく)

## 青税に期待する

「課税をできるだけ低く抑えるように自らの取引行為を処理することは、何ら非難されるべきことではない。……したがって、何人も法に求められる以上に支払う公けの義務を負っていない。すなわち、租税は自発的献金ではなく強制的取立金である。道徳の名においてより多く求めるることは、偽善に外ならない」（歳入庁官対ニューマン事件）

これはアメリカの著名な裁判官であったハント判事のことばである。

昨年の春、ゼロ・クーポン債が節税商品として異常な人気を呼んだ折、大蔵省は証券会社に販売自粛を要請、ついには販売禁止を申し渡した。この販売禁止は、外国為替管理法の「有事規制条項」の発動ではなく、行政指導により行われた。

今年4月5日の朝日新聞朝刊は、「出向る節税貯蓄の新商品、法の盲点を巧みに突く」の見出しで、各種の節税商品を紹介した。大蔵省は、これを税制の不備をついたものであるとし、販売自粛を指導したために、業界では販売を口コミに頼っているのが実情であると書かれていた。

このような節税商品を野放しにしておくと金持ちが得をするかどうかは別として、租税法律主義とはどのような思想であるのかをもう一度原点にかえって考えてみると良いサンプルのように感じられた。前記ハント判事のことばを再度確認するまでもなく、租税法律主義とは、節税と脱税とを厳密に区別し、節税は権利であるとする思想である。実定法規のもとでの節税に対し「税制の不備をついたもの」は悪とし非難する大蔵省、さら

ろと言われ、これもまた修行と思いやらせて頂くことになりました。広報は私にとって初めての経験ですが広報活動の重要性は十分認識しているつもりです。特に今般税理士を取り巻く重要な諸問題が多く存在します。広報部はこれら諸問題に関してその要旨・対応を速やかに各会員にお知らせします。広報部は活発に活動します。しかしそれには青税会員である皆さんの協力が是非とも必要

## 『節税は権利』 をモットウに

帝京大学法学部講師 石村耕治

には行政指導による禁止は「法律によらない行政」の典型ともいえる。税制上の不備は法律改正により是正するのが租税法律主義の本旨であり、大蔵省の指導はまさに「偽善に外ならない」。

大蔵省の意識がこのような状況であるとすれば末端の税務職員の意識もかなりのものであろう。いずれにせよ、アメリカ型の節税商品が人気を呼ぶ背景には、わが国が義理人情型から法律重視型社会へ推移している現実がある。法律重視型社会とは、税理士が会計の専門家である以上に法律の専門家であることを要求する社会でもある。つまり、節税はあくまでも合法でありまた権利であるとの主張で、課税当局と十分に渡り合える能力を持った税理士が必要とされる社会である。今後の会計業務のコンピュータ化は、この傾向に一層拍車をかけるものと思われる。

税理士は税務の専門家であり、適正な納税義務の実現のために納税者の代理人として、いたずらに課税当局と妥協することなくその職責を果して欲しい。青税の方々にはとりわけそう願っている。「青年」税理士が、真の「青年」といわれるためには非妥協的であること、そして非妥協的であるがためには絶えず法律論の観点からも税法を研究する必要がある。この意味で、今後、青税の方々と若干税法研究者との良い意味での産学協同は重要な意味を持つものと考えている。

真の税の専門家としての、青税の方々に期待している。

です。会報を皆さんのお意見等を全会員に公表する場として利用して下さい。青税に対する要望、制度問題等々意見・見解を広報部宛送付して下さい。また各単位会に対しても今まで同様原稿の依頼を行なって行こうと考えています。どうか今後ともよろしく御協力をお願いして就任のあいさつとさせて頂きます。

今年一年よろしくお願ひ致します。

# 分 科 会 報 告

《第一分科会》

## 「海外進出の税務」

神奈川青年税理士クラブ

我が国企業の国際化は、昭和40年代の初めから進展のきざしを見せて、昭和50年代には本格的になり、この進出に伴いアメリカ合衆国やE C諸国との間に激しい貿易摩擦を起こしているのが現状である。そして海外に進出する企業は、かつては大企業がほとんどであったが、現在では大企業はもとより、規模の大小を問わずに中小の企業まで、とりわけ先端技術産業界においては設立して間もない企業が中国で合弁事業を行うというように、何らかの形で海外での関係を持つことがあたりまえのことのようになっている。貿易振興が経済発展の主要な部分を占める我が国においては企業の海外進出は当然のなりゆきであり、自動車業界の現地進出の促進等相手国からの強い要請もあり貿易摩擦の解消、秩序ある輸出取引の実現などの見地から今後においてもこの基調は続くものと考えられている。

また、摩擦は通商面に限られず税の面においても深刻な軋轢を生じている。アメリカ合衆国でのダンピング輸入と両刃の剣である合算課税の問題は現在でも両国の重大な懸案となっており、国家間の税金摩擦の典型的な事案であり、さらには租税回避地国（タックス・ヘイブン国）を利用して、国際的に租税回避を図るという場合もあり、これについては課税当局も各国共通に厳しく対処しており、我が国もいわゆるタックスヘイブン税制を設けている。

世界の国々は、人種、体制、風土がそれぞれ異なるように税制、税の取扱いはまちまちであり我国の税の常識が通用するものではなく、不測の事態を招かないように、進出国の税制に関する知識は必須のものとなり、又、単に相手国での課税問題にとどまらず、進出国での税が最終的に我が国においてどのように取扱いされるかという問題が生じて、これについての知識も同様に必須のものとなってきた。

このような観点から、第一部として「海外進出した場合の我が国における課税」の問題を取り上げた。

次いで第二部として我が国企業の進出が著じる伝統的な自由貿易都市「香港」を例として、香港政府の外資導入政策、労働事情、税制について紹介した。以下その内容を簡記すると

### 第一部 海外進出した場合の我が国の課税

海外取引で得た所得又は海外取引で得た所得を我が国企業に帰属させる場合における我が国での課税制度及び、海外取引の通則について

#### 1 物品の輸出入取引

①輸出入取引における収益費用の帰属時期

イ. 積地売買条件の場合

ロ. 揚地売買条件の場合

②移転価格の操作

主として、海外取引が関係会社間で行われる場合において、売買価格が妥当なものかどうか、国家間の租税負担割合に影響を与えることから最近とみに問題にされるようになり、妥当性の判断の基準として、O E C D理事会の勧告による三つの方式 イ. 再販売価格を基礎とする価格 ロ. 原価に利益を加算する方式 ハ. 比較可能な非関連者間の取引価格による方式があること。

#### 2 技術等の輸出入取引

工業所有権、ノウハウ等の無体財産権の輸出入取引の収益費用の計上時期、並びに我が国法人がこれらの対価を支払いする場合の源泉徴収義務。

#### 3 海外勤務者に係る人件費（出向と転籍）

出向及び転籍の意義、海外勤務者の給与に対する我が国所得税と住民税の取扱い。

#### 4 外貨建債権債務の円換算等

輸出入取引、有価証券の取得、外国法人税額控除等の外国通貨により表示された金額を、どの時点で、如何なる方法により円換算を行い、換算差

額をどのように処理するかにより課税所得が影響されるところから、税法による外貨建取引の円換算についての取扱い。

### 5. 外国税額控除

国際的な二重課税の排除制度であり、盛りだくさんの内容を含み、全世界所得課税方式のもとに二重課税の排除方式として外国税額控除方式を採用する我が国制度、及び諸外国との締結された租税条約との関係、並びに開発途上国における経済開発促進の見地から、自国経済振興の手段として租税減免措置を採用して外国企業を誘致した場合において、減免された租税の金額を実際に納付したものとして、外国税額控除計算を行う特定地域のみを対象とするタックス、スペアリング、クレジットの制度、次いで全世界を対象とする多国籍企業の軽課税国、全所得軽課税国等を利用したグローバルな税の回避を防止する役割をになうタックスヘイブン制度の取扱い概要。

## 第二部 海外投資ガイド 香港

香港政府は、1973年に高度技術産業、既存産業の技術水準の向上、工業原料の国内供給強化に資する目的での企業の誘致促進政策を設けて、す

に500社以上の企業が進出しており、これらの背景として、(1)自由貿易港の利点、(2)資金調達が容易、(3)労働力が良質、(4)中国本土への窓口、(5)政府規制が少ない、(6)税金及び労働コストが安い等があげられている。我が国企業が海外進出する例としてこの香港を取りあげ、企業進出手続として、現地子会社設立による場合の、英國会社法に準拠する会社制度（公開会社、私会社の区別有り）の概要、支店又は駐在員事務所設置による場合の必要事項と関係機関を先ず紹介した。

次いでタックスヘイブン国である香港の税制、すなわち国内源泉所得課税方式を採用し、香港へ送金されたオフショア所得、及び配当金、キャピタルゲインは課税対象外、又、自由貿易港を標榜しており關税もきわめて少なく、さらには主要な税率（国税のみであり、地方税に当たるものは存在しない）も15~16%という低い範囲に抑えられている制度について、税務行政機構及び(1)資産所得税、(2)給与所得税、(3)事業所得税、(4)利子所得税、(5)総合所得税、(6)非居住者課税、(7)外国法人の香港支店に対する課税方式に分類して紹介を行った。

## 《第二分科会》『税理士業務とコンピュータリゼイション』

埼玉青年税理士連盟 長谷部 健一

「税理士業務とコンピュータリゼイション」というテーマを選んだ経緯を述べてみたい。

近年我が税理士業界におけるコンピューター機器の普及ぶりは目覚ましいものがあり、財務会計に関するコンピューターの普及率は、専用機メーカーの販売政策の転換現象から見る限り、少数の無関心層を除いてほぼ100%に達したものと考えられる。

ところがいわゆる財務オフコンとか計算センターを利用をした場合には、メーカーないしは計算センターのお仕着せプログラムを使わざるを得ない状況であり、会計事務所独自のプログラムを開発するのは時間的ないしは金銭的制約が大きく大変困難な状況であると言わざるを得ない。もちろん税理士業務にはパーソナルチックな面が多分にあるにせよ、会計業務については現状のお仕着せプログラムを使っているかぎり、関与先がどの会

昭和59年7月22日に千葉県成田市の成田ビューホテルにおいて、全青税第17回定期会議が開かれたが、当日総会に先立ってシンポジウムが開催され、我が埼玉青税は4分科会中の第2分科会を担当した。

テーマは「税理士業務とコンピュータリゼイション」であったが、第3分科会で全青税法対部が最近大問題となっている「第3次商法改正」問題をテーマに取り上げていたので、会員諸兄の関心がそちらに集まり当分科会の参加者の人数が少なくなってしまうのではないかという心配をしていた。ところがいざ蓋を開けてみたところ、会場の席がほぼ満杯となり、参加者全員が発表者の言葉に熱心に耳を傾け、質疑も活発に行なわれ大盛況の分科会を持つことができたので埼玉青税全員分科会終了後すぐにでも祝杯をあげたい気分であった。

計事務所に頼んでもほとんど変わらない結果となってしまうのが現状ではないだろうか？

さらに、現代は「知識情報化社会」と呼ばれており、INS, CATV, VAN, キャブテンシステム、ホームキャッシング、ファームキャッシング等の耳慣れない言葉があとからあとから出てきている。これらはすべてコンピューター技術の発達によって生まれたものであり、現在まだ広く一般には普及されていないものの、近い将来必ず我々の身近なものとなって来るであろう。そうなった時、我ら税理士はどのように対処したら良いのであろうか？現に財務オフコンのあるメーカーは、最近テレビのコマーシャルまで使って中小企業向けの財務オフコンの売り込みを行なっている。

技術の発達によって財務オフコンの高性能化と低廉化が進めば必ずや我々の関与先の中にもそれを導入するところが増え、その結果我々は会計業務の一部を失うことになるであろう。

そこで、これから会計事務所はコンピューターの発達に背を向けて行くことは時代の波に取り残されてしまう恐れが大きいと考えたのであるが、幸い我が埼玉青税の会員の中にパソコン等を利用してプログラムの開発をしている者がおり、彼らのプログラム開発の体験、結果をこの機会に発表して青税の会員諸兄の少しでもお役に立ちたいという発想のもとに、今回のテーマを選んだ次第である。

前置きが長くなってしまったが、当日の発表の内容について触れてみる。発表者は3名おり、3名の発表終了後質疑応答に移った。その内容は次の通りである。

まず一番バッターとして登場したのが、川口の上野会員である。

上野会員は自分ではコンピューターのプログラム作りはしていないが、文化論について独特の世界を持つ人物であり、コンピュータリゼイションの税理上業務への影響について、大局着眼の見地から発表を行なった。税理士業務のあり方に大きく作用する要因として、

- ①コンピューターの利用技術がどこまで進展するか。
- ②情報のネットワーク化がどのように進められてくるか、あるいは進むか。
- ③コストウエア（ソフトウエアをもじって）とい

われる様に、どこまでその価格（機能の高度化も含めて）がダウンしていくか。この事がどの程度一般市場性を有するに至るか。

を挙げ、その対応についての検討を行なった。

二番手の発表は、浦和の吉岡会員が行なった。吉岡会員は業務のかたわら財務オフコンを利用してプログラムの開発を行ない、実務（特に資産税）に大いに利用しているコンピューターのエキスパートともいえる存在である。吉岡会員は「能動的マイコン活用の必要的背景と実践の奨め（ある会員の、体験的コンピューター観）」と題し、自分がコンピューターを利用する様になった経緯と共にペーシック利用によるプログラム作りは当事者の取組意欲さえあれば必ずマスターできると説いた。また実際に利用しているソフトとプログラムをレジメに織り込んで、実例として紹介し、一部の参加者と意気投合し、分科会終了後も熱心な意見交換を行なっていた。

最後に登場したのが、草加の猪股会員である。猪股会員もパソコン利用の実践者の一人で、「ソロバン代わり、メモ代わり」というテーマで実際に利用している業務用プログラムの公開とその目的、内容についての説明を行なった。

3名の発表終了後質疑応答に移ったが、5名の会員から質問又は意見の発表があった。

埼玉青税では今回のシンポジウムに当たり、その研究の成果として（実務にすぐ役立つ）「法人税、所得税、相続税、贈与税の税額早見表」（昭和59年度税制改正による）と「経営数値早見表」を税理士必携と信じ当日会場で販売したが、それらの早見表の評判が上々であり、出席会員のほとんどが購入したため、それらの早見表の見方、使い方に関する質問が多くかった。

何はともあれ、「学問のすすめ」ならぬ「プログラム作りのすすめ」といった内容の分科会であったが、定刻を少々オーバーするぐらいの熱心なシンポジウムを行なえた事でもあり、出席した青税会員のこれから税理士業務とコンピュータリゼイションについての考察に多少なりとも貢献することができたのではないかとの思いが、我々埼玉青税の会員の充実した良き思い出となった事を最後に報告させて頂く。



## 《第三分科会》 第三次商法「改正」の方向

商法対策特別委員会

元委員長 粕 谷 幸 男

第三次商法「改正」についての税理士界内での議論の中心は、それについての中小会社の立場ないし税理士の立場からの問題点の指摘であった。商法問題についてこの「中小会社の立場」という観点で議論をすることは商法学者がこの問題を取り上げる観点とは異質である。すなわち、後者の論じ方は債権者の保護を原則としながら、株主と債権者との利害調整（権利調整）を図るという観点からのものである。それは、商法を規範法としての側面から、問題把握をおこなうという態度である。この債権者には、大会社も中小会社も含まれるが、経済的地位や力の差をそのなかに折り込むのではなくに、大会社も中小会社も債権者として同一であるという観点である。

一方「中小会社の立場」という観点は、中小会社自身が債権者になったり、株主になったり、その置かれた状況によって、立場が変わるのであるが、それぞれの立場の利害関係の調整（権利調整）ではなくに、中小会社が日本経済にはたして来た役割を評価し、その存続を前提とし、保護育成がはたされねばならないという価値認識を前提として、第三次商法「改正」の問題をとらえようとする立場である。中小会社という経済主体に、第三次商法「改正」（大小会社区分立法）によって、その存続にとって、どのような経済的影響がもたらされるのかということでもある。それは、商法を規範法としての側面よりも、経済法ないし、企業法の側面から、とらえようとするものである。

「中小会社の立場」は、その経済法ないし、企業法の立場から、問題を把握しようとするものであっても、それは、全面的なものではない。それは、経済主体を中小会社に限定することからくる問題把握の限界を意味している。もちろん、商法をたんに、利害関係者間の利害調整（権利調整）という側面から、とらえるという平面的、静態的側面からのものよりも、第三次商法「改正」によって、中小会社の企業活動に表われるであろう経済的变化をとらえることは、多面的で動態的である。商法が、企業という生きたものを扱う法で

ある以上、その経済的側面よりとらえることが、必要である。しかし、経済的側面を見る日を中小会社のそれに限定することは、日本の経済構造が二重構造（または重層構造とも言う）となっているなかで、一方の経済主体である大企業の第三次商法「改正」による影響を見ないこととなる。その意味で全面的なものとは言えない。

大企業にとっての第三次商法「改正」は、取引相手としての中小会社のそれであり、企業集団の傘下の一員としての中小会社のそれである。企業集団の傘下としての中小会社のそれは、日本経済の二重構造を大企業の側から見たものである。大企業が中小会社を「取引相手」、「傘下の一員」として、第三次商法「改正」によってどう変化し、ないしはどう影響するかは、彼らの存立にとって大きな影響を与えるものである。つまり、第三次商法「改正」において、大企業の「取引相手」とは、債権者の立場を保護しようとするものであり、すなわち、大企業による債権確保の手段を保証させようとするものである。また「傘下の一員」とは、中小会社に対する企業支配ないし、企業管理の手段を、合理的に整備していくとするものである。そして、最後の極付として、企業集中を容易化させるであろう「合併」が、用意されている。そして、そのことは大企業にとって望ましい制度ないし、有用な制度であることが大前提である。今回の第三次商法「改正」で、大企業に望まれる中小会社は、「最低資本金制」によって足切りされ、「取締役や株主の責任強化」によって債権確保を保証される存在であり、「一人会社の設立」「新株発行の総会決議化」「株式の公募禁止」「強制配当」「役員賞与の支給要件の厳格化」「計算の公開」によって、「支配、管理」される存在である。

今回の第三次商法「改正」は、大企業による、中小会社に対する「債権確保」、「企業支配、管理」、「企業集中」の三本柱で成り立っていると言っても過言ではない。また、これ以外の改正項目の特徴は特に、非公開株式会社を有限会社法に近づけ

ようとする試みは中小会社の運営手続の簡素化を伴うとは言え、中小会社の商法における一元化をめざすものであり、それによって、行政による管理の効率化（役員任期の伸延、休眠有限会社の整理、第三セクターによる決算公開、外部監査、公務員による過科の通告制度）をはたそうとするものである。

大小会社区分立法は、昭和49年の衆参両院の付帯決議を受けて、法務省は衆議をおこなっているが、その付帯決議の趣旨とは違った方向でおこなわれようとしている。それは「我が国にとって、1980年代は、これまでの変動的大国から一つの極としての主導的大国へ移行する過渡期であり、そこでは飛躍的な発想の転換が必要である。このため、1980年代には、国内システムの改革・整備を推進し、経済政策運営の考え方の転換と、必要な

犠牲への国内的合意の形成を行い、これによって国際経済社会への貢献・役割分担の増大、より大きなリーダーシップの發揮という国際的責務を遂行」（経済審議会長期展望委員会国際経済小委員会報告「2001年の日本」）するなかで、それに対応出来るものとしての会社制度の法的側面の整備である。その法的整備は、中小会社の犠牲を踏台として、大会社の繁栄を永続化させるシステム化の一環でもある。

我々は、中小会社の犠牲を前提とした繁栄は望んではおらず、中小会社が、保護育成・強化されながら繁栄されることを望むのである。

このような意味からも今回の第三次商法「改正」は、中小会社、国民の側からみて、とうてい容認出来がたい問題をもっていることを指摘しておきたい。

## 《第四分科会》 「適正申告の諸施策」と申告納税制度

全国青年税理士連盟 研究部

### 一、はじめに

大阪国税局では、昭和58年度の申告時期に、「適正申告の諸施策」として、①税理士関与の者、②青申会、納税協会等協力団体加入の者、③その他の人と納税者を区分を行い、それぞれに合った施策が行われた。

今回、特に税理士関与の納税者が意図的に取り上げられたことに派生して、税理士・納税者・税理士会・税理士会の支部及び行政庁を巻き込み、多くの問題点をかかえながら、結果として申告所得水準の向上という成果となった。

これにより、大阪国税局は、引き続き昭和59年度も「適正申告の諸施策」を実施すべく、近畿税理士会と折衝しようとしている。また、税務署でも、「引き続き「適正申告の諸施策」を行いますので、本年もよろしく」とある支部の幹部会では報告がなされている。

大阪国税局で成果を得た「適正申告の諸施策」は、今後全国の国税局に拡がっていくものと思い、警告の意味で発表した。

### 二、税理士関与納税者に対する諸施策

今回の実施は、大阪国税局管内の申告約90万件

のうち税理士関与約16万件から、下記のA～Fに基づき、54,000件が選別された。

#### ① (関与税理士に対する個別指導の要請文)

昭和59年1月7日

殿

税務署長 (印)

#### 関与先に対する適正決算(申告)の指導方について

向寒の御 ますます御清栄のことと存じます。

さて、所得税の確定申告の時期が近づいてまいりましたが、税務署では、昭和57年分の申告状況等の検討の結果、税理士関与の納税者で次のような基準に該当する方を対象に、「正しい決算で適正な申告を行うよう」また「関与されている税理士先生の指導を受けるよう」個別に文書を送付することとしています。

先生の関与先のうち、別添の名簿に掲げた納税者につきましては、この基準に該当すると考えられますので、昭和58年分の決算(申告)に当たり、特に十分な御指導を賜りますようよろしくお願ひいたします。

A 57年分の事後調査又は58年分の記帳内容指導の結果、非違のあった者

B 同業者と比較して、57年分の申告額に問題

があると思われる者

- C 57年分の申告額が56年分より低下しており、その原因が明らかでない者
  - D 標準生計費などから見て、申告額に問題があると思われる者
  - E 57年分が無資格で、事業規模等から見て、申告額に問題があると思われる者
  - F 57年分に新たに有資格となった者

連絡先	所得税	部門	
-----	-----	----	--

と同時に対象者名簿を添付して交付される。

対象者名簿		TEL		専告状況		計前年比		煙 吸 考	
屋号	姓氏	年分	収入	特例所得	税額	収入	特例	%	%
( )	西田	56	41,352	2,360	-	-	-	-	F
( )	西田	57	30,319	2,280	11	73	97	-	
(TEL)	白	58							
(TEL)	音	56	15,972	1,557		-	-	-	F
(TEL)	音	57	15,023	3,887	305	94	246	-	
(TEL)	音	58							

(なお、送付されてきた対象者名簿のA～Fのランク付は誤っている。通常は数字がなしてランクのみ)

対象者名簿に58年分の申告状況を記入して、3月末頃までに署に提出することとされた。

関与税理士は指導対象納税者の選定について、個別・具体的な内容を担当統括官に間に合せたときは、知らされることとしてなっている。

## ② <指導対象納税者に対する通知>

昭和59年1月20日  
税務署長

## 昭和58年分所得税の確定申告について

平素は、税に関し多大の关心をお寄せいただき、

また、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

税務当局におきましては、税負担の公平に対する国民の关心や期待にこたえ、適正公平な課税の実現を目指して、努力しているところであります。

ところで、税務署では、あなたの昭和57年分の申告内容について種々検討をしたところ、直接お伺いしてお尋ねしたい点もありますが、昭和58年分の申告（決算）につきましては、特に関与の税理士先生とも十分御相談いただき、適正な申告をしていただきますようお願ひいたします。

~~~~~公平な課税の実現のための努力~~~~~  
税務署では、正しい申告を確保するために毎年税務調査を行っております。昨年調査をした多くの方に申告漏れがありました。公平な課税を目指して、税務署は常に努力しています。

この文章を受取った納税者は、「特に閔与の税理士先生……」の文章を読み、閔与税理士に相談する者が多く、そこで閔与税理士は、税務署に代って、この文章の主旨説明を行った。

ただ、情報を多く持っていた青年税理士連盟の会員以外の税理士は、この文章の取扱いに苦慮し会員への問い合わせがあったため、近畿会全会員へ2月25日意見文書を郵送し、対象者名簿提出の中止の意見を発表した。

### 三、おわりに

大阪国税局の「適正申告の諸施策」については税理士会は、「当局の行政の立場から企画実施するものであり、税理士会が立ち入る性格のものではない。」として積極的な働きかけを行わなかった。しかし、税理士は税務署から送付された文章と納税者との間に立ち、苦悩の申告時となつた。

また、59年度も引き続き実施されることが確実だが、これが、他局へ拡大しないことを願うものである。

(文音 笹田 格)



# 待望の、北野税法学・概説書『税法学原論』

## および『欧米の国際企業課税』

個人会員 羽生 健志

今春、北野弘久日大教授著「税法学原論」が刊行された。周知のとおり北野教授は憲法論の視角から体系的に税法学を研究なされているわが国唯一の学者である。北野教授の著書はこれまで数多く刊行されているが、いずれかといふ今までの著書は個別研究が中心であった。確かに昭和56年に岩波新書「納税者の権利」が刊行され、これは「北野税法学」の集大成ではあるが、新書という性格上コンパクトにならざるを得ず、また啓蒙書の範囲であった。

本書は、まさに「北野税法学」の体系書・概説書といるべきものであり、その意味で我々実務家としては待望のものである。本書の特徴は、国民主権原理を基調とした税法学の集大成、という点に尽きる。いいかえれば、「北野税法学の神髄」といるべきものであり、「北野税法学」の原理論が余すところなく示されている。

本書は一見したところ、既刊の教授の著書の集成のように思えるかもしれない。しかし、本書は書きおろしであり、前述のように「北野税法学」の原理論が体系的に展開されているのである。

本書は、既に教授の著書を何冊も読んでいる場合にはその体系的復習書として、またまだ教授の著書を読んでいない場合は体系的入門書として大いに役立つものである。しかし、復習書・入門書とはいって教授の原理論の体系書であるため、安易に本書に取り組もうとするならば、たちどころにギブ・アップとなってしまうであろう。本書には、真剣に取り組まねばならない。

ここで、本書の目次を掲げてみよう。

- 第1章 税法学の特質と課題
- 第2章 租税の法的概念
- 第3章 税法の体系
- 第4章 納税者基本権
- 第5章 租税法律主義の原則
- 第6章 実質課税の原則
- 第7章 応能負担原則
- 第8章 租税の立法過程
- 第9章 租税の法源と通達行政
- 第10章 税法の解釈と適用

- 第11章 租税法律関係の性質
- 第12章 納税義務の成立
- 第13章 納税義務の確定
- 第14章 第二次納税義務制度
- 第15章 税務行政処分の瑕疵論
- 第16章 物納・延納・納期限の延長等の法的性質
- 第17章 源泉徴収制度
- 第18章 地方財政権
- 第19章 税務調査権
- 第20章 税務争訟制度
- 第21章 税務制裁制度

以上のことより、「北野税法学」の原理論が余すことなく示されている。

願うらくは、是非一読されたし。

(青林書院新社、A4版394頁、定価4300円)

## 『欧米の国際企業課税』—北野弘久編訳

本書は、STEFAN NIKOLAUS FROMMEL, *Taxation of Branches and Subsidiaries in Western Europe, Canada and the USA, 2nd edition* Kluwer Publishing Ltd., London, 1978 の翻訳書である。原著者フロマンメル氏は、パリ生まれドイツ国籍の国際企業課税の著名な教授である。

本書は、国際企業課税を取り扱ったもので、現在の我々の実務には直接役立つものではないが、北野教授を中心として若手の研究者が翻訳したものとしてあえて紹介したい。

本書は、「会社の役員及びその財務顧問並びに法律及び会計専門家の方々に対して、その会社又は依頼主の西ヨーロッパ、カナダ及びアメリカ合衆国への支店若しくは子会社形態での海外活動に関する税金問題を考える場合に必要となる基礎知識を提供することを目的としている」(序文)ものである。訳者は、北野教授の指導をうけた若手研究者である石村耕治帝京大講師・中村芳昭日大講師・波多野曜子弁護士・深井直人の各氏と北野教授である。

国際企業課税に興味ある会員や、これから実務で国際企業課税の勉強を必要とされる会員にお勧めしたい。(成文堂、A4版、321頁、定価4800円)

# 単 位 会 だ よ り

## 大阪合同

総務部長 多賀 浩

### 激論を闘わそう！いま税理士の理念とは？

「税理士の理念を明確にし、社会に宣言しよう。」  
これは、わたしたちの佐藤庸安（つねやす）代表幹事の打ち出した本年度・事業計画・基本方針のキャッチフレーズです。

①医師は人命を、弁護士は基本的人権を守る。

さて、われわれ税理士の生きがい、誇りにつながる職業理念とは一体なんでしょうか？

従来、納税者の権利擁護、あるいは租税制度の改善などがあげられてきました。

ところで、現在、納税環境の整備、商法第3次「改正」、適正申告の諸施策などにより、税理士イコール税務署であるかのような徴税攻勢の強まる中で、税理上の未来像をめぐって紛糾する様々の意見があります。

そこで、国民や税理士自身の立場から幅広く、これらの議論をあらためて整理するために、われわれの行動基準となるべき「税理士の理念」を、そして税理士の社会的役割を、真剣に問い合わせてみる必要があるのではないでしょうか。

このため、大青税では、ひろく参加者を募り、「税理上の理念」委員会を設けて、大いに議論を展開し、最終的に税理士の良心としての青税の描く税理士像を社会に宣言したいものと考えています。

全国の青年税理士のみなさん！この際あなたも奮ってこの討論に参加し、真剣に意見を述べてみませんか。大いに歓迎いたします。

②また、今年度は、全青税部を設けました。

全国にすばらしき友を求め、山積する諸問題に全国レベルで一体となって取り組むために、最も強力な論客（大谷吉夫部長、清家俊一郎副部長）を全青税に全権大使として派遣しています。よろしくご協力ください。

### 大青税創立20周年を盛大に祝ってください

大青税はお陰さまで20周年を迎えることができました。

これもひとえに全国にひろがる青年税理士のみ

なさんの厚い友情の賜物とありがたく思っております。

これを記念して式典、運動会、講演会、演芸会、研究誌の創刊など楽しくて有意義な事業を企画しています。

全国のみなさんとともに盛大に祝い、青税事業の更なる発展のためのマイルストーンにしたいと思っています。ご参加お待ちしております。

## 刈 谷 西 尾

最近の活動状況の報告

### (1)昭和58年度定期総会開催

6月19日、西尾市内に於いて、刈谷・西尾両支部の来賓の先生方をお迎えして、昭和58年度定期総会が開催され、満場一致をもってすべての議案が可決成立されました。

今回は、特に、全国青税会長の西川先生には、お忙しい中をご臨席賜わり、さらに総会終了後の二次会にもおつき合い下さり、会員一同大変ありがとうございました。

### (2)全青税千葉大会参加

7月22日、23日の両日にわたって開催されました全青税千葉大会に岩本代表幹事をはじめ5名の会員が参加致しました。4つの分科会と代議員総会に出席し、研鑽を積み、又、懇親パーティ等にて親睦を深め、大変有意義でありました。本年度の最初の大きな活動であり、その成果を全体のものとすると共に、今後も新役員を中心に59年度事業計画による積極的な活動を全員で進めてまいります。

## 埼 玉

総務部長 田中 保夫

去る7月7日、第8回定期総会を開催、提出された議案を承認可決し、長谷部健一代表幹事（新任）ほか、新役員を選出した。この新執行部のもと、埼玉青税の当面の活動予定を以下簡記する。

### 1. 県下全税理士会員への「第三次商法改正」に関するアンケート収集について

関信越本会執行部のこの「改悪」を「是」とする姿勢は次第に明確になりつつある。この事態を

ふまえて、単純な二者択一的な方法でなく、その危険な側面を提起しつつ、全会員（約1500名）へのアンケートを発送し、集約する。これを土台に「反対キャンペーン」の強力な飛躍台としたい。

## 2. 県内西部地域への新組織拡大について

埼玉青税の会員は主として県南に集中し、空白の地域が多い弱点があった。この克服のため、最近とみに人口が急増している県内西部地区（川越・所沢など）の会員拡大を目指し、8月25日にその第一歩として川越地区で月例研究会をもつ。37名の参加者を予定している。

## 3. 全青税秋季シンポジューム成功のために

埼玉開催が決定したシンポジューム受け入れ準備とその成功のために頑張りたい。

## 仙 台

千葉大会に3名が参加し、各地の青年税理上の新しい風を身に受けて、車にて仙台に帰りました。

帰仙後、8月2日に千葉大会における経過を報告し、明年は、岩手大会が開催され、おそらくは仙台七夕（8月6、7、8日の3日間）に多数の青税会員が見物に来られ、協力の依頼（PR、今年の七夕は初日で70万人以上の人出があり、好天の下、竹飾り1本平均30万円以上のものが3000本以上も作られ、赤、青、黄と色とりどりの吹き流しで、仙台市の中心部、中央通り、一番町等を華麗に飾って夜遅くまで、吹き流しの和紙の波を縫つて人通りが続いていました）

8月9日には、少数であるが、岩手県陸前高田市に遊びを兼ねて、移動研修会が開かれました。

今後の方針としては、2ヶ月に1回程度集って研修が開かれると思います。

## 岡 山

さる6月23日第7回定期総会を、恒例のボーリング大会の後に岡山市内のまきび会館で開催し、事業報告と第8期役員改選が行なわれました。

当クラブは16名の会員で発足しましたが、現在57名と岡山県在住の税理士総数519名（58年10月現在）の1割強にまで拡大発展しており、税理士会の中での位置づけも高まってきております。この様な状況下で、当クラブは発足当時の主旨に沿

った展開をしていこうと思っており、本年は「よく学び、よく遊べ」をモットーとして例会を開いております。ちなみに59年8月までに2回開催致しました。内容は

- (1)商法改正までの経過報告、及び問題点の抽出
- (2)監査基準に準拠した監査の手法と商法改正の問題点

以上2項をテーマに内部講師に依る研究発表が行なわれました。

次回は若手弁護士にお願いし、法律面の勉強会を開催する予定になっております。

例会の後は、講師の慰労をかねて夜の町にくり出し、明日への活力を養っております。

まずは近況報告まで！

## 東 京

総務担当副会長

菅谷 繁

### 第24回定期総会で徳重寛之新会長を選出！

6月14日(木)東京税理士会館において北野弘久日本大学教授の記念講演の後、3時30分より定期総会が開催され、齊藤会長の挨拶があつて、議長団に増田昌弘、平山玲星両会員を選出して、議事の審議に入った。

議場は会員より建設的な意見が多数だされ、執行部もそれに応えて、詳細な答弁がなされた。

昭和59年度の新役員の提案説明が辻会長等推薦審議委員会委員長よりなされ、議場は待望のミスター青税徳重寛之会長をはじめとする下記の役員を議場異議なく承認可決した。

会長 徳重寛之、副会長 菅谷 繁、福重利夫、藤井陽二、増田恵一、小池幸造、総務部長 松葉美則、経理部長 中森 孝、組織部長 小野浩道、広報部長 元橋好雄、厚生部長 座波盛孝、研究部長 長坂 修、制度部長 山内 芳。

徳重新会長は就任挨拶の中で、本年度の三本柱

- ①組織の確立
- ②財政再建
- ③商法改正問題

以上をあげ、その課題を成し遂げる為、最大の努力をするとの挨拶があり、徳重執行部がスタートした。



## 会 員 の ひ ろ ば (投稿欄)

## 圧 倒 的 な 緑 の 中 を

大青税兵庫県支部 山 本 均

「圧倒的な緑の中をバスは進んでまいります」7月22日に全青税全国大会が行なわれました。翌23日は三里塚空港（成田空港）見学という貴重な経験をさせて頂きました。観光バスが一たん空港に到着し、修理工場へ向かうために再び一般道路に出ましたが、出る時に日航の案内娘が「圧倒的な……」と説明してくれました。ほんとうにその通りなのです。三里塚は一分のすき間もない程に緑に包まれています。何回か空港反対の農民を訪ねたことがあります、緑の田と畑と林と森以外には何もないところです。そして、その緑を生み出す土が素晴らしい。関西で見るような黒に近い茶色ではなく、明るい赤に近い茶色をしています。触った感覚が軽い。黄河流域の肥沃な黄土が風に流されて日本にたどりついたのはきっとこの地に違いないと一人合点しています。ところが、案内娘の緑の言葉に裏切られた人も多かったのではないかでしょうか、けっして緑は圧倒的ではなかった。視界の半分はコンクリート敷の空港ですから。

## なぜ農民は空港反対か

バスの座席の隣は清家さんでしたが、「何故農民はあれほどまでに空港に反対したのですか」と問うてきました。詳しいことは知らないのだけれど、三里塚へ来たことがあると話した手前、「いいかげんさ」を隠すために説明しなければならない羽目となる。

三里塚には広大な御料牧場（皇室のもっている牧場）がありました。これが空港建設地に選ばれた一つの理由であると思います。その周辺も国有地であったと思われますが、終戦直後に外地からの引き揚げ者等の対策、食料危機の対策として入植者に解放されました。木の根という地名が残っていますが、巨木を一本一本掘り起した姿が想像できます。道具としてトンビが使われたそうですがおそらく鍬の類と思われます。作業は月明りの

下で行なわれたといいます。昼間はその日その日の販賣のための作業をし、夜は睡眠時間を割いて開墾作業をしたようです。その様子を語るとき農民はまるで昨日のことのように克明に話してくれます。三里塚の地は親からもらったものではなく、一つ一つが自分の手で作った土地であったことを公団は計算に入れてなかったようです。若い者はほど過激なのが常ですが、ここでは違います。60歳、70歳、80歳の老人のこの土地を奪うなら、わしの命を奪ってからにしてくれ、という言葉には何の気負いもない厳肅な響きがあります。

## いまどうなってるの

「砦の残骸がまだある」バスの中から声がしました。残念でした。あれは生きた砦です。反対運動の痕跡を公団が残しておくわけありません。空港にくついた砦の立つ地は今だに反対派農民の所有地です。空港はまだ第一期工事しか完成していません。現在使用している4000メートル（設計ミスにより3700メートル）滑走路の他に第2期工事として横風用の2500メートル滑走路ともう一本3000メートルの滑走路が完成して初めて国際空港の体裁が整うのです。第2期工区には10数戸の敷地内農民を先頭に反対同盟が頑張っていますから用地買収が進みません。公団は最初のボタンのかけ違いに懲りて「話し合い」を求めています。反対同盟は第一期の滑走路のコンクリートを剥がさない限り話し合いに応じない意向です。バスの中からは見えませんでしたがテレビでおなじみの岩山大鉄塔は、壊される度に数日後に再建され、今も岩山記念館として建在で農民が交代で眠ずの番をしています。

## どこまでやるの

第三次商法改正は又しても青税に苦しい闘いを強いています。「適法証明」は税理士制度を根底

的に描るがすものです。

税理士法の改正により「使命」が改悪され「中正」の立場を要求されました。それでも抽象的文言の改悪は日常業務には直接的な影響は少なかつたようです。しかし、「適法証明」に関してはそんな暢気なことは言っておれないようです。1枚適法証明を書く毎にその立場を問われそうです。

ただし、阻止しなければならないことは間違いないようですが、勝利の展望をどこに見出せばよいのでしょうか、税理士法改悪反対をあれだけやれたことは素晴らしいことですが、今度も先は敗けと決っているのでしょうか。

三里塚農民の顔にはいつも笑顔があります。彼らには勝利の展望が見えるのでしょうか。

## 徳政令はさけられたか？

東京青年税理士連盟 植木壽一

たとえば霧や  
あらゆる階段の跫音のなかから、  
遺言執行人が、ぼんやりと姿を現す。

——これがすべての始まりである。

黒い鉛の道とは、「戦争が他の手段をもってする政治の継続であるならば、平和もまた他の手段をもってする戦争の継続である」ということか？

郵政、通産両省のVAN事業化規制をめぐる対立で難行していた「電気通信改革二法」案が確定したが、銀行、証券会社など、いまエレクトロバンキング革命に揺れている金融界は、以外に冷静だった。全銀協会長の草場敏郎社長は、郵政省が進めているテレトピア構想を進める「未来型コミュニケーションモデル都市構想協力機関連絡会」の座長に就いている。その金融界には、銀行のE・B革命が進んで情報処理産業になったとき、「銀行業務を規制するのは大蔵省ではなく郵政省ではないか」といい、危機論を訴える経営者もいる。銀行の最大のライバルが郵便貯金であるからだ。だからこそ“首相諮問の山下懇談会”で、「郵政省の電気通信行政と郵貯・簡保・年金部門とを分離してはどうか」といった意見もある。しかし、騒ぎたてると損をするのは民間側、との心配が先立ち、ひたすら沈黙を守っていたようだ。

E・B革命の行方に、とくに注意しなければならないのは、社会あるいは議会との協議を素通りして済ますことのできる唯一の政策が金融政策だからであり、「一国を軍隊なしには支配できない。しかしその国の国民経済を支配するための中央銀行があれば話はまた別である」と考え、「金融

上の権力を用いて全世界を統制しようとする」者がでてくるかも知れないからである。

各国の税制をみてみると、アングロサクソン系は、性善説で所得税中心できたようである。ラテン系は、不完全な捕捉よりプライバシーも守れる消費税间接税できているが、資産所得の課税のあり方に問題を残しながら、課税の公平をさけて徵税効率をあげることを主としていたようである。

日本は、シャウブ勧告によるゆえに、中間のように言われているのも、今日だからであろうか？

(アメリカ・一九一三年、増大する競争を停止させる最良の策は、その競争相手に累進所得税を課し、同時に自分たちにはその裏口をつくるような法律を作ることである。事実、累進所得税が統制を獲得しようとする者にのみ利したということには、これに賛成した者の中でも、ほんの少数の者しか気がついていなかった。「最後に、そしてついに、この所得税制から出てきたものは、国民の家計簿ではただの傍注にとどまった。一般的な大喝采を受けたこの所得税法は、だんだん〈逆手式に〉大衆税となってきた。」)

税理士法改正「助言義務」を経て、納稅環境の整備「国税通則法一一六条の規定全文改正」がなされた今、タックスペイヤーは商法改正を目前にして、憲法一人権論・生存権に基づく生業権を声を大にして主張しなければならない。そして、また弁護士会の自治に外圧があるかのように聞く今日この頃ゆえに、税界の良心が一家と政治資金団体に対峙する程の実力をつけなければならないのも、商法改正においてどこか別のところで妥協の

産物として「税務監査・書面添附」が生み落されることのないようにするためである。

すべての人々の幸せというただひとつの目標をかかげてきた現代社会に対するレジスタンスを呼び起すものは、人間に根ざす反対感情の向立性(二面価値)であろうか。

現代の準福祉国家に残された若者達の最後の冒

険領域は、セックスだけのような気がする。

画一化され官僚制化されコンピューターで自動制御化されていく社会というのは、人間性の多くの基本的要素をくじいてしまうので、それに伴つてますます人は幻覚剤や不合理な(反合理的といって悪ければ)信念に慰めを求めるようになり、穩健さとか平衡感覚とかバランスのとれた判断力等を維持することが、困難になるのであろうか?

## 千葉大会に参加して

秋元照夫

ホテルの入口に入ったとたん、あちこちに全国から集った青税の会員が囲まっている。しかも単位青税別にである。勿論皆知らない人達である。なぜか仲間というよりは、敵地にのりこんだような張りつめた気持で受付けを済ます。やはり、こういう所へは、一人で来るのではなく、仲間と来なくてはいけないと痛感した。

そこで全国大会に参加する意義を考えてみた。全国大会に参加する場合、それぞれの目的意識を持って参加しなければいけないと思った。今回は初参加であったが、分科会等について三分の一ぐらいたしか理解できなかった。この事は、職業会計人としてはずかしい事と思い一層の努力をしなければと痛感した。そこで私は一年の勉学の効果をためす場を全国大会と考え、これから各年毎に新たな勉学目的を持って、私の一年の総決算の場と考えたい。又一地方の個人会員としてではなく単位青税を組織し、そこでの研修を十分にし、その

延長線上で全国大会に参加したいと思う。

全体会議について民主的に運営されていて非常に好感が持たれたが、来賓についてもう少し配慮があつても良かったのではないか。

大会宣言の内容を本当に理解してくれる来賓なのかどうか、私にははなはだ疑問である。単なる千葉県選出の国会議員等というだけで来賓としたのか、又は青税をアピールしたいがための米賓なのか、又は活動上必要なのか、とにかく、私は初参加のため、その真意はわからないが、残念でならないかった。

地方の個人会員にとって、憲法的視点で仕事をしていくことは、困難であるが、青税の存在、全国大会の持つ意義を考えると、決して一人ではないと勇気づけられるものである。

千葉大会において知り得た敬愛する先輩の方々と来年の盛岡大会においても再会できることを期待したい。

## 大小会社区分立法への提案

一大企業への規制強化と小企業への規制緩和を—

埼玉青税 玉木秀明

### 1. はじめに

第三次商法改正問題について、朝日新聞「論壇」において「税理士の小企業監査」をめぐり議論が展開されている。

7月17日現在では

- ①税理士の小企業監査は無用（日本大学教授北野弘久氏・5月9日付）
- ②税理士は“弁護士”ではない（T K C 全国会長飯塚毅氏・6月29日付）
- ③影響大きい小企業監査（全国青色申告会総連合副会長播久氏・7月17日付）

が、掲載されている。究極的には国民全体に影響を及ぼすことになる大小会社区分立法が予定されていることから、日刊紙上において議論が公開されることは歓迎すべきことである。また、わが税理士界内部においても、法務省から意見照会をされている事項のすべて（約140項目）について、個別に、あるいは全体的に慎重な検討をすべきである。

## 2. 税理士による「監査」は無用か有用か

前述の通り、朝日新聞「論壇」において意見発表がなされているのは、いずれも「税理士による小企業監査」を、無用論と有用論の立場から述べているものである。

関東信越税理士会の機関誌「関東信越税理士界」7月号「論陣」においては牧内操会員が、前記①の北野教授の見解に反論をしている。

そこで本稿では、牧内氏の見解について検討してみたい。

同氏は、法務省が構想している「大小会社区分立法の必要性」と「計算の明確化構想」に対する、北野教授の否定的見解に納得できないという意見である。

この意見は、牧内氏が中小企業界のおかれている立場を考えていないところから生じているものと思われるをえない。

いったい、中小企業界では、この税理士による小企業監査について、どう考えているのであろうか。前記③で意見発表をしている全国青色申告会総連合の播久夫副会長は、

「大企業の倒産で泣くのは、下請けの中小企業である。連鎖倒産の悲劇が多い。中小会社の強制監査よりも、上場会社の監査を強化するのが先決ではあるまい。会社は「有限責任」というが中小会社の多くは、社長の個人資産を担保に銀行借り入れをしており、「無限責任」に近いのが実態である」（傍点筆者）

と述べて、中小会社に強制監査を導入することには否定的見解をとっている。これが、中小企業の立場を代表する意見であろう。

大小会社の区分立法をするのであれば、大会社への規制（監査を含む）は現在よりも数段厳しくすべきである。これは社会的影響力を考慮すれば、当然のことであろう。

中小会社への法規制は逆に実態に合ったものに緩和すべきである。例えば、官報等への公告は必要性が無いので当然、廃止すべきである。牧内氏も引用したように、法律は「常識の最低線の表現である」から、常識人が遵守できるような法律に改正されるべきである。

また、同氏は、税理士法第一条の「独立した公正な立場」で監査することは、税理士本来の業務であり、税理士業40年の歴史そのものであるという。

しかし、独立した公正な立場と監査を、結びつけるのは強引な政策的要請から生じたものであって、理論的ではない。

税理士法第一条は、「税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定しており、「独立した公正な立場」だけが文言上独立しているのではない。

税理士法第一条全体を見れば「独立した公正な立場」だけを抽出することは文理構成上不可能であり、まして税務と異なる分野への適用を目的として意図的にとりだすことは法解釈論上、許されることではない。本来、税理士法上の独立性と監査における独立性とは、本質的に異なるものなのである。

監査は税理士本来の業務であり、税理士業40年の歴史そのものであるとの見解に至っては、同氏の全くの謬見である。

税理士試験には「商法」も「監査論」も選択科目としてすらないのである。税理士の業務遂行上、依頼者（納税者）に代わって、納税者の立場から、会計記録等をチェックする場合がある。しかし、これは言わば監査的手法を用いて内部チェックを行うものであり、債権者の立場から行う外部監査とは、断じて同種のものではない。

## 3. 徵税行政の下請けとは

北野教授が、税理士による「監査」が強制されれば税理士は徴税行政の下請け機関化すると論じていることに対しても、牧内氏は反論している。

しかし、商法による外部監査は一般に債権者の立場により行われるものだといわれる。租税債権

債務関係説に立てば税務当局は企業に対する債権者であるから、税務当局の立場に立った監査が当然に予想されてくる。

さらに、法務省民事局参事官室から本年5月9日に公表された「大小会社区分立法及び合併に関する問題点」(以下「問題点」という。)の12(その他の問題点)の中には、「過料事件の通告義務者として、例えば、公務員を定めるとの意見があるが、どうか。」という項がある。当然のことながら、税務職員も公務員である。この公務員の通告義務制度が立法化されれば、税務調査の際に、この制度を盾にとり、当該職員が税理士を威嚇することは十分考えられる。

なぜなら、それにより、より効率的な税務調査ができるからである。税理士業務の実態を考えると、税理士は商法違反についても税務当局から謂れなき追求も受けることになると思われる。

結果として、例えていうならば、税理士は、同心の意のままに動く岡っ引き的存在にならざるをえないのではないか。牧内氏の見解に賛成することはできない。

#### 4. 税理士の職域

最後に、第3次商法改正が税理士の職域に及ぼす影響について検討してみる。

##### (1) 最低資本制度導入の影響

法務省から公表された「問題点」の1(設立に関する問題点)の中には、最低資本金を株式会社2千万円、有限会社1千万円とする案が示されている。

日本税理士会連合会は、本年8月31日を期限として、アンケートによる税理士業務の実態調査を行っている。この集計結果が出れば明らかになろうが、税理士の関与会社の大部分は法務省の考えている最低資本金に達していないのではないだろうか。

既存会社については、法務省民事局の稻葉参事官によれば、3年程度の増資のための猶予期間をもうけるようだが、最低資本金まで増資できる会社は多くはないはずである。「問題点」の11(組織変更に関する問題点)の中では、猶予期間内に増資できない株式会社・有限会社は合資会社等へ組織変更しない限り、解散したものとみなすとの意見が示されている。

また「問題点」の9(解散に関する問題点)の中では、会社の純資産額が最低資本金額より少ない状態が三決算期続いたときは、6月以内に純資産額を最低資本金額以上にするよう増資をしない限り、解散の決議をしなければならないものとするとの意見が示されている。

「問題点」に掲げられているこれらの事項は、いずれも会社数の急減をひきおこし、従来とは異なる意味において自由競争を阻害し、税理士の職域の縮少にもつながるであろう。

##### (2) 税理士による外部監査導入の影響

税理士が納税者の代理人としての職責を捨て、債権者の立場に立った「監査」を行うようになれば、もはや納税者である中小会社は税理士を信頼することはできなくなるであろう。このような事態になった場合には、納税者の権利擁護者として税法専門の弁護士が急増することは、本誌5月号で沼田信一郎会員が指摘したとおりである。また、税理士法の拘束を受けない非税理士の進出も予想される。

さらに、税理士が「監査」を行うようになれば、公認会計士及び監査法人が「税務」を行うことに反対することはできなくなる。いわゆる、職域のタテ割り論は崩壊し、大規模監査法人も「税務」に直接、進出してくることになる。

したがって、この税理士制度の変質は、税理士の職域縮少へと、つながってくるのである。

#### 5. おわりに

以上の検討により、法務省から公表された「問題点」の内容には、中小企業の実態に合わせた、公告義務の廃止等の法規制の緩和を除けば、賛成すべき点はない結論づけることができる。日本経済の発展に寄与してきた中小企業(税理士の職業基盤でもある)の活力を損なわせるような商法の改正には反対すべきである。

大企業に対しては外部監査の強化等により、一層の法規制の強化が望まれることは前述のとおりである。

本稿に対して、ご意見・ご批判が本誌上に掲載されることを期待するとともに、本誌が、税理士制度問題に関する、会員相互の意見交換と討論の場を提供されることを切に願うものである。

(注) 牧内氏は関東信越税理士会専務理事であり、日税連商法対策特別委員会の常任委員で

あるが「関東信越税理士界」7月号には一会员として肩書なしで投稿している。

## 税理士会の総会と裁判風景

与田光雄

### 1. 人権宣言

「仲曾根さんは、必ず景気はよくなると、何度も右手を高く上げました。でもこんなヒロシに騙されて、という歌の文句ではありませんが、大川の木工業者は、この3月4月だけで40軒近くも倒産しました。大川の一匹狼、与田であります。」

昭和59年6月21日福岡のホテルニューオータニ博多で開かれた、九州北部税理士会総会での質問の第一陣。

毎年未収会費については、一人別に氏名と金額を、むき出しに書いてありますが、丁度晒し首を並べてある様で、見るに忍びません。執行部としては、未払者に対する「みせしめ」の制裁と考えておられるかもしれません、これは明らかに人権蹂躪です。止めて下さい。実は私、ここに晒し首にされた会員皆に電話して、未払の事情を聞いて見ましたが、多くは、うっかり忘れていた。明日にでも、御支払致しますとのことです。決してヤダを言っている訳ではない様です。

そこで、参考迄に、他の税理士会の未収会費の情報を調べた結果を簡単に申し上げます。南九州税理士会では、名と棄損の恐れがあるとの理由で、一人別には公表せずに、未収会費者38名、金額は1,169,700円とだけ記載されています。中国税理士会は公表していますが、四国税理士会、近畿税理士会、東京税理士会は一人別には公表していません。

若しも、あなたが人前で、借金の催促をされてしまませんか、その時どんな気持がしましょうか？。

### 2. 情報公開

「お久し振りですね、お元気ですか」犬養さんと七夕さんの様に一年に一度だけ会って、祝杯を交わすのが楽しみの懇親会も、いいけれど、それかといって、一湯千里のシャンシャン総会では、つまらぬではないかと、気負い立って、第二の質

問の矢を向けた瞬間、多くの拍手があった。

「税政連の事業費の内訳明細をお尋ねします」と質問した処、陣中見舞金などですと、まるで中学生の社会科の答案みたいな答が返ってきた。誰にいくら支払ったと答えて欲しかった。使途不明は重加算税ですよ。硝子張りの政治とよく言われますが、この辺の硝子は曇ってはいませんか。

曇り硝子を手で拭いて、奇麗な、あなたが見えますか？

### 3. 手島訴訟

もうかれこれ、7、8年位にもなるかしら。九北会長名で「通信員」というお墨付を戴いたことがある。NHKの明るい農村の時間に、農林水産通信員という文字がよくテレビに出てくる。私も亦NHKの様な公平な立場で、会と会員との裁判の実例しかも現在尚イラン、イラク戦争の様に燃え続いている3つの戦での風景を解説して見よう。1つは南九州の牛島訴訟、2つには、大阪の会費返還訴訟、3つには、荒木言論弾圧訴訟。

先づ最初に牛島訴訟から。

去る7月12日午後1時15分、熊本地方裁判所第301号室で牛島訴訟の第11回公判が行われた。私は通信員としての取材のために傍聴に行った。

昭和56年初めに、南九会の特別会費5千円は払わなかつた牛島昭三会員に会則として理事の選挙権、被選挙権を停止した。之に対し牛島会員が提訴したものである。

一口に言ってしまえばただこれだけのこと、それなのに、4年半の歳月と11回の公判。そして訴訟費用は原告の牛島会員の3,900,000円、被告の南九会側は8,900,000円。

56年12月、南九会の顧問秦野真一氏が和解を試みたけれど、原告は和解に応じたが、被告は蹴つた。

第11回公判では、証人は永野寿一前南九会長。之に対して、原告側代理人加藤修弁護士の証人尋

問が展開されていた。

昭和54年9月に、南九会税政連から、自民党に2,500万円、社会党に1,000万円、民社党に500万円の政治献金がなされている。

被告代理人の松岡弁護士は、南九会が、特別会費を、何に使うかは、南九会の勝手でしょうと聞き直れば、一方、原告は、自民党なんかに献金出来ませんとくるし、他方被告は共産党なんかに負けてたまるかと文字通りの泥試合の風景であった。

#### 4. 会費一部返還訴訟

「強制加入の税理士会の会費から賄われた政治献金は違法だ」として、京都の税理士会が中心になって、近畿4府県有志43名が、昭和54年2月13日大阪地裁へ、大阪合同税理士会山本会長を相手どり、「会費の一部返還請求の訴訟」を起した。

法延は55年7月3日第1回が開かれ、現在まで10数回開かれている。

強制加入団体であるが故に、要求される政治的中立性を犯すものであり、一部の国会議員に献金した行為は、思想信条の自由にも反した不当違法な行為である等を理由に、会員1人当たり、2,219円を返還するよう求めている。

#### 5. 荒木訴訟

昭和53年8月10日、朝日新聞「論壇」に、「税理士法改正に望む」という、専業税理士会員荒木譲次氏によって書かれた論文が掲載された。

之の論旨は主として、鎖国主義的な税理士試験制度の欠陥を衝いたもので、僅か2%内外の苛酷な合格率に泣かされた多くの会員の共鳴を得たも

#### 原稿をお寄せください

機関紙「全青税」は、皆さんのご支援（投稿）がなければ、発行することができません。

論文、体験談、随筆、紀行文、また、税理士会や全青税執行部に対する提言など、なんでも結構です。あなたの原稿で「全青税」の紙面を豊かにしてください。

皆さんの投稿をお待ちしています。

原稿送り先 全青税事務局または広報部長  
渡辺雅人（☎177 東京都練馬区  
東大泉6-49-18）まで

のである。

併し当時の日税連会の四元正憲専務理事は「税理士会」に、右の朝日の論文は「虚偽、捏造……」だとの中傷記事を書いた。

かくて、「処分の取消しと謝罪を求める公開抗議書」の提出から名誉毀損の損害賠償請求事件として、昭和54年1月25日、神戸地方裁判所に301,000円の賠償額請求の裁判となつた。

もう満6年近くになる。どちらがほんとうに虚偽、捏造であったろうか？

#### 6. 結びの言葉

イラン、イラク戦争は、発端はどんな理由ではじまつたか、知らないけれど、今では大小数十ヶ国の大規模な武器輸出合戦の有様である。

当事国双方の国民程、あわれという外はあるまい。安倍外相の調停工作も水泡に帰した。

医師会や弁護士会等で内部的に会員と会との裁判等聞いたことはない。それなのに、何で税理士会だけが、5年も6年もの長い裁判をしなければならないだろうか。

弁護士の戦術であろうか、又は男の意地であろうか、それとも「ヤレヤレ」という背後の勢力であろうか、真相はよく解らないけれど。

一つ言えることは、「感心した風景ではない」こと、従つて、裁判官も時によつて勧める様に、双方話し合いによる和解への努力こそ、「明るくて美しい風景」への道に通ずるであろう。唯、しかしジャンヌダルクの様な、勇気と力のなきを嘆くのみである。

#### ◇ 編集後記 ◇

○暑かった夏もようやく峠を越し、時折涼しい風の吹く頃となりましたが、この時期は夏の疲れがでがちなときです。健康には十分注意してご活躍ください。

○広報部長として、第一回目の会報を編集してみて、これは大変な役を引受けてしまったと感じています。これから一年、皆様のご支援を頼りに頑張っていく所存です。どうぞよろしくお願ひいたします。（渡辺）